

手数料 改定後料金 目次

帯広市手数料条例

別表第3～3の3 建築基準法等に係る手数料

1. 建築確認申請ほか	2
-------------	---

別表第4 租税特別措置法に係る手数料

2. 優良宅地造成認定申請ほか	27
-----------------	----

別表第5 都市計画法に係る手数料

3. 開発行為の許可申請ほか	27
----------------	----

別表第6 計量法に係る手数料

4. 特定計量器の定期検査ほか	29
-----------------	----

別表第7 1 その他の証明手数料

5. 1 租税及び公課に関するもの	29
6. 2 所得に関するもの	29
7. 3 印鑑に関するもの	29
8. 3 印鑑に関するもの（コンビニ交付）	29
9. 4 住民基本台帳に関するもの	30
10. 4 住民基本台帳に関するもの（コンビニ交付）	30
11. 5 土地建物の評価額に関するもの	30
12. 6 土地建物に関するもの	30
13. 7 身分に関するもの	30
14. 8 営業に関するもの	30
15. 9 農地等に関するもの	30
16. 10 その他のもの	30

別表第7 2 その他許可申請等手数料

17. 1の2 印鑑登録証の再交付	31
18. 2 畜犬に関するもの	31
19. 3 鳥獣飼養登録	31
20. 4 動物の飼養許可	31
21. 6 複写図面等の交付	31
22. 7 農地台帳記録事項要約書の交付	31

別表第7 3 その他の閲覧手数料

23. 住民票の閲覧	32
24. 固定資産課税台帳、地籍参考図の閲覧	32
25. 閲覧用農地台帳の閲覧	32

帯広市手数料条例施行規則

別表 図面、印刷物及び複写図面等の交付手数料

26. 都市計画図	32
-----------	----

帯広市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

第18条 一般廃棄物処理業許可申請手数料等

27. 一般廃棄物処理業許可申請等	32
-------------------	----

別表 一般廃棄物の処理手数料

28. ごみ処理手数料	32
29. し尿処理手数料	33

帯広市休日夜間急病センター条例

別表 使用料等

30. 休日夜間急病センター診断書類	33
--------------------	----

手数料 改定後料金

1. 建築基準法等に係る手数料（帯広市手数料条例 別表第3～3の3）

建築基準法等に係る手数料				現行料金	改定後料金	改定額	改定率
建築物の確認申請等	床面積の合計が30㎡以内			15,000円	15,000円	±0円	±0%
	確認特例の場合			12,000円	12,000円	±0円	±0%
	床面積の合計が30㎡超 100㎡以内			25,000円	25,000円	±0円	±0%
	確認特例の場合			20,000円	20,000円	±0円	±0%
	床面積の合計が100㎡超 200㎡以内			37,000円	37,000円	±0円	±0%
	確認特例の場合			29,000円	29,000円	±0円	±0%
	床面積の合計が200㎡超 500㎡以内			61,000円	61,000円	±0円	±0%
	床面積の合計が500㎡超 1,000㎡以内			82,000円	82,000円	±0円	±0%
	床面積の合計が1,000㎡超 2,000㎡以内			112,000円	112,000円	±0円	±0%
	床面積の合計が2,000㎡超 10,000㎡以内			340,000円	340,000円	±0円	±0%
	床面積の合計が10,000㎡超 50,000㎡以内			560,000円	560,000円	±0円	±0%
	床面積の合計が50,000㎡超			1,000,000円	1,000,000円	±0円	±0%
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イ又はロに掲げる基準に適合するかどうかの審査をする場合、一の建築物につき区分に応じて次の金額を加算	一戸建ての住宅	床面積の合計が200㎡以内	14,000円	14,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が200㎡超	16,000円	16,000円	±0円	±0%
		共同住宅	床面積の合計が300㎡以内	26,000円	26,000円	±0円	±0%
床面積の合計が300㎡超 2,000㎡以内			40,000円	40,000円	±0円	±0%	
床面積の合計が2,000㎡超 5,000㎡以内			62,000円	62,000円	±0円	±0%	
	床面積の合計が5,000㎡超	81,000円	81,000円	±0円	±0%		
建築設備の確認申請等	建築設備を設置する場合			17,000円	17,000円	±0円	±0%
	確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合			9,000円	9,000円	±0円	±0%
工作物の確認申請等	工作物を築造する場合			15,000円	15,000円	±0円	±0%
	確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合			8,000円	8,000円	±0円	±0%
建築物の完了検査申請等 （中間検査合格証の交付を受けていない場合）	床面積の合計が30㎡以内			18,000円	18,000円	±0円	±0%
	検査の特例の場合			15,000円	15,000円	±0円	±0%
	床面積の合計が30㎡超 100㎡以内			21,000円	21,000円	±0円	±0%
	検査の特例の場合			18,000円	18,000円	±0円	±0%
	床面積の合計が100㎡超 200㎡以内			29,000円	29,000円	±0円	±0%
	検査の特例の場合			24,000円	24,000円	±0円	±0%
	床面積の合計が200㎡超 500㎡以内			39,000円	39,000円	±0円	±0%
	床面積の合計が500㎡超 1,000㎡以内			62,000円	62,000円	±0円	±0%
	床面積の合計が1,000㎡超 2,000㎡以内			84,000円	84,000円	±0円	±0%
	床面積の合計が2,000㎡超 10,000㎡以内			163,000円	163,000円	±0円	±0%
	床面積の合計が10,000㎡超 50,000㎡以内			320,000円	320,000円	±0円	±0%
	床面積の合計が50,000㎡超			620,000円	620,000円	±0円	±0%

手数料 改定後料金

建築基準法等に係る手数料				現行料金	改定後料金	改定額	改定率
建築物の完了検査申請等 (中間検査合格証の交付を受けていない場合)	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物である場合にあっては、一の建築物につき区分に応じて次の金額を加算	(1) (2)以外の建築物	床面積の合計が300㎡以内	19,000円	19,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が300㎡超 1,000㎡以内	24,000円	24,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が1,000㎡超 2,000㎡以内	32,000円	32,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が2,000㎡超 5,000㎡以内	51,000円	51,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が5,000㎡超 10,000㎡以内	66,000円	66,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が10,000㎡超 25,000㎡以内	79,000円	79,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が25,000㎡超	93,000円	93,000円	±0円	±0%
		(2) 工場等の用途に供する一の建築物	床面積の合計が300㎡以内	3,000円	3,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が300㎡超 1,000㎡以内	4,000円	4,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が1,000㎡超 2,000㎡以内	6,000円	6,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が2,000㎡超 5,000㎡以内	18,000円	18,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が5,000㎡超 10,000㎡以内	28,000円	28,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が10,000㎡超 25,000㎡以内	35,000円	35,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が25,000㎡超	43,000円	43,000円	±0円	±0%
建築物の完了検査申請等 (中間検査合格証の交付を受けている場合)	建築物の完了検査申請等 (中間検査合格証の交付を受けている場合)		床面積の合計が30㎡以内	14,000円	14,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が30㎡超 100㎡以内	17,000円	17,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が100㎡超 200㎡以内	23,000円	23,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が200㎡超 500㎡以内	32,000円	32,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が500㎡超 1,000㎡以内	49,000円	49,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が1,000㎡超 2,000㎡以内	68,000円	68,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が2,000㎡超 10,000㎡以内	150,000円	150,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が10,000㎡超 50,000㎡以内	250,000円	250,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が50,000㎡超	490,000円	490,000円	±0円	±0%
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物である場合にあっては、一の建築物につき区分に応じて次の金額を加算	(1) (2)以外の建築物	床面積の合計が300㎡以内	19,000円	19,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が300㎡超 1,000㎡以内	24,000円	24,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が1,000㎡超 2,000㎡以内	32,000円	32,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が2,000㎡超 5,000㎡以内	51,000円	51,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が5,000㎡超 10,000㎡以内	66,000円	66,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が10,000㎡超 25,000㎡以内	79,000円	79,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が25,000㎡超	93,000円	93,000円	±0円	±0%
		(2) 工場等の用途に供する一の建築物	床面積の合計が300㎡以内	3,000円	3,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が300㎡超 1,000㎡以内	4,000円	4,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が1,000㎡超 2,000㎡以内	6,000円	6,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が2,000㎡超 5,000㎡以内	18,000円	18,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が5,000㎡超 10,000㎡以内	28,000円	28,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が10,000㎡超 25,000㎡以内	35,000円	35,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が25,000㎡超	43,000円	43,000円	±0円	±0%

手数料 改定後料金

建築基準法等に係る手数料		現行料金	改定後料金	改定額	改定率
建築物の特定工程に係る工事の終了に係る中間検査	床面積の合計が30㎡以内	13,000円	13,000円	±0円	±0%
	床面積の合計が30㎡超 100㎡以内	15,000円	15,000円	±0円	±0%
	床面積の合計が100㎡超 200㎡以内	19,000円	19,000円	±0円	±0%
	床面積の合計が200㎡超 500㎡以内	26,000円	26,000円	±0円	±0%
	床面積の合計が500㎡超 1,000㎡以内	41,000円	41,000円	±0円	±0%
	床面積の合計が1,000㎡超 2,000㎡以内	56,000円	56,000円	±0円	±0%
	床面積の合計が2,000㎡超 10,000㎡以内	126,000円	126,000円	±0円	±0%
	床面積の合計が10,000㎡超 50,000㎡以内	210,000円	210,000円	±0円	±0%
	床面積の合計が50,000㎡超	390,000円	390,000円	±0円	±0%
建築設備の完了検査		23,000円	23,000円	±0円	±0%
工作物の完了検査		17,000円	17,000円	±0円	±0%
検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定		130,000円	130,000円	±0円	±0%
道路の位置の指定申請		34,000円	34,000円	±0円	±0%
建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請		36,000円	36,000円	±0円	±0%
建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請		42,000円	45,000円	+3,000円	+7%
公衆便所等の道路内における建築許可申請		42,000円	45,000円	+3,000円	+7%
道路内における建築認定申請		36,000円	36,000円	±0円	±0%
公共用歩廊等の道路内における建築許可申請		192,000円	192,000円	±0円	±0%
壁面線外における建築許可申請		192,000円	192,000円	±0円	±0%
用途地域における建築許可申請	建築基準法第48条第16項第1号に該当	74,000円	74,000円	±0円	±0%
	建築基準法第48条第16項第2号に該当	192,000円	192,000円	±0円	±0%
	その他	216,000円	216,000円	±0円	±0%
特殊建築物等敷地許可申請		210,000円	210,000円	±0円	±0%
建築物の容積率の特例認定申請		36,000円	36,000円	±0円	±0%
建築物の容積率の特例許可申請		192,000円	192,000円	±0円	±0%
建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に関する許可申請		42,000円	45,000円	+3,000円	+7%
建築物の敷地面積の許可申請		192,000円	192,000円	±0円	±0%
建築物の高さの特例認定申請		36,000円	36,000円	±0円	±0%
建築物の高さの特例許可申請		192,000円	192,000円	±0円	±0%
建築物の高さの許可申請		192,000円	192,000円	±0円	±0%
日影による建築物の高さの特例許可申請		192,000円	192,000円	±0円	±0%
高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請		36,000円	36,000円	±0円	±0%
特例容積率適用地区内における建築物の高さの特例許可申請		192,000円	192,000円	±0円	±0%
高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請		192,000円	192,000円	±0円	±0%
高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請		192,000円	192,000円	±0円	±0%
敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請		192,000円	192,000円	±0円	±0%
都市再生特別地区内の建築物の容積率、建ぺい率、建築面積及び高さに関する特例許可申請		192,000円	192,000円	±0円	±0%

手数料 改定後料金

建築基準法等に係る手数料		現行料金	改定後料金	改定額	改定率
景観地区内における建築物の高さ、壁面の位置又は敷地面積の特例許可申請		192,000円	192,000円	±0円	±0%
景観地区内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請		36,000円	36,000円	±0円	±0%
再開発等促進区等内における建築物の容積率、建ぺい率又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請		36,000円	36,000円	±0円	±0%
再開発等促進区等内における建築物の各部分の高さの許可申請		192,000円	192,000円	±0円	±0%
地区計画等の区域内の公共施設の整備の状況に応じた建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請		36,000円	36,000円	±0円	±0%
地区計画又は沿道地区計画の区域内における建築物の各部分の高さの許可申請		192,000円	192,000円	±0円	±0%
地区計画等の区域内の前面道路の幅員に応じた建築物の容積率の制限の適用除外に係る認定申請		36,000円	36,000円	±0円	±0%
地区計画等の区域内の建築物の各部分の高さの制限の適用除外に係る認定申請		36,000円	36,000円	±0円	±0%
地区計画等の区域内の建築物の建ぺい率の特例に係る認定申請		36,000円	36,000円	±0円	±0%
予定道路に係る建築物の容積率の特例許可申請		192,000円	192,000円	±0円	±0%
建築基準法第85条第6項に規定する仮設興行場等許可申請		130,000円	130,000円	±0円	±0%
建築基準法第85条第7項に規定する仮設興行場等許可申請		192,000円	192,000円	±0円	±0%
一団地内に1又は2以上の構えを成す建築物の特例認定申請	建築物の数が2	94,000円	94,000円	±0円	±0%
	建築物の数が3以上	建築物1につき 34,000円加算	建築物1につき 34,000円加算	±0円	±0%
既存建物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請	建築物の数が1	94,000円	94,000円	±0円	±0%
	建築物の数が2以上	建築物1につき 34,000円加算	建築物1につき 34,000円加算	±0円	±0%
一団地内に1又は2以上の構えを成す建築物に関する特例に係る許可申請	建築物の数が2	192,000円	192,000円	±0円	±0%
	建築物の数が3以上	建築物1につき 34,000円加算	建築物1につき 34,000円加算	±0円	±0%
一定の一団の土地の区域内に現に存する建築物の位置及び構造を前提とした総合的見地からした設計による建築物に関する特例に係る許可申請	建築物の数が1	192,000円	192,000円	±0円	±0%
	建築物の数が2以上	建築物1につき 34,000円加算	建築物1につき 34,000円加算	±0円	±0%
一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定申請	新築及び増築等を行う建築物の数が1又は附属建築物のみ	94,000円	94,000円	±0円	±0%
	新築及び増築等を行う建築物の数が2以上	建築物1につき 34,000円加算	建築物1につき 34,000円加算	±0円	±0%
一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の許可申請	新築及び増築等を行う建築物の数が1又は附属建築物のみ	192,000円	192,000円	±0円	±0%
	新築及び増築等を行う建築物の数が2以上	建築物1につき 34,000円加算	建築物1につき 34,000円加算	±0円	±0%
一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は一敷地内許可建築物の増築等の許可申請	新築及び増築等を行う建築物の数が1又は附属建築物のみ	192,000円	192,000円	±0円	±0%
	新築及び増築等を行う建築物の数が2以上	建築物1につき 34,000円加算	建築物1につき 34,000円加算	±0円	±0%
一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し申請		8,000円 +15,000円× 建築物の数	8,000円 +15,000円× 建築物の数	±0円	±0%

手数料 改定後料金

建築基準法等に係る手数料			現行料金	改定後料金	改定額	改定率
一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請			36,000円	36,000円	±0円	±0%
建築基準法第86条の8第1項に規定する既存の一の建築物に係る全体計画認定申請			48,000円 (加算あり)	48,000円 (加算あり)	±0円	±0%
建築基準法第86条の8第3項に規定する既存の一の建築物に係る全体計画変更認定申請			16,000円 (加算あり)	16,000円 (加算あり)	±0円	±0%
建築基準法第87条の2第1項に規定する既存の一の建築物に係る全体計画認定申請			48,000円 (加算あり)	48,000円 (加算あり)	±0円	±0%
建築基準法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項に規定する既存の一の建築物に係る全体計画変更認定申請			16,000円 (加算あり)	16,000円 (加算あり)	±0円	±0%
興行場等使用許可申請			130,000円	130,000円	±0円	±0%
特別興行場等使用許可申請			192,000円	192,000円	±0円	±0%
既存の建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の建築基準法第43条第1項の適用除外に係る範囲の認定申請			36,000円	36,000円	±0円	±0%
既存の建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の建築基準法第44条第1項の適用除外に係る範囲の認定申請			36,000円	36,000円	±0円	±0%
既存の建築物の移転制限の適用除外に係る範囲の認定申請			36,000円	36,000円	±0円	±0%
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第4項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく適合通知に係る申出			建築物の確認申請等の規定により算定した額	建築物の確認申請等の規定により算定した額	±0円	±0%
長期優良住宅建築等計画の認定の申請	新築の場合	住宅の戸数が1戸	54,000円	55,000円	+1,000円	+2%
		長期使用構造等確認を受けた場合	18,000円	18,000円	±0円	±0%
		住宅の戸数が2戸以上5戸以内	116,000円	117,000円	+1,000円	+1%
		長期使用構造等確認を受けた場合	27,000円	28,000円	+1,000円	+4%
		住宅の戸数が6戸以上10戸以内	181,000円	183,000円	+2,000円	+1%
		長期使用構造等確認を受けた場合	42,000円	43,000円	+1,000円	+2%
		住宅の戸数が11戸以上30戸以内	358,000円	362,000円	+4,000円	+1%
		長期使用構造等確認を受けた場合	73,000円	75,000円	+2,000円	+3%
		住宅の戸数が31戸以上50戸以内	638,000円	644,000円	+6,000円	+1%
		長期使用構造等確認を受けた場合	110,000円	112,000円	+2,000円	+2%
		住宅の戸数が51戸以上100戸以内	1,103,000円	1,114,000円	+11,000円	+1%
		長期使用構造等確認を受けた場合	161,000円	164,000円	+3,000円	+2%
		住宅の戸数が101戸以上200戸以内	2,045,000円	2,066,000円	+21,000円	+1%
		長期使用構造等確認を受けた場合	267,000円	272,000円	+5,000円	+2%
		住宅の戸数が201戸以上300戸以内	2,934,000円	2,964,000円	+30,000円	+1%
		長期使用構造等確認を受けた場合	336,000円	341,000円	+5,000円	+1%
		住宅の戸数が301戸以上	3,587,000円	3,624,000円	+37,000円	+1%
		長期使用構造等確認を受けた場合	373,000円	379,000円	+6,000円	+2%

手数料 改定後料金

建築基準法等に係る手数料			現行料金	改定後料金	改定額	改定率
長期優良住宅建築等計画の認定の申請	既存住宅の増築又は改築の場合	住宅の戸数が1戸	72,000円	77,000円	+5,000円	+7%
		長期使用構造等確認を受けた場合	22,000円	24,000円	+2,000円	+9%
		住宅の戸数が2戸以上5戸以内	160,000円	171,000円	+11,000円	+7%
		長期使用構造等確認を受けた場合	36,000円	39,000円	+3,000円	+8%
		住宅の戸数が6戸以上10戸以内	252,000円	268,000円	+16,000円	+6%
		長期使用構造等確認を受けた場合	56,000円	60,000円	+4,000円	+7%
		住宅の戸数が11戸以上30戸以内	498,000円	530,000円	+32,000円	+6%
		長期使用構造等確認を受けた場合	95,000円	102,000円	+7,000円	+7%
		住宅の戸数が31戸以上50戸以内	892,000円	947,000円	+55,000円	+6%
		長期使用構造等確認を受けた場合	147,000円	157,000円	+10,000円	+7%
		住宅の戸数が51戸以上100戸以内	1,545,000円	1,641,000円	+96,000円	+6%
		長期使用構造等確認を受けた場合	218,000円	233,000円	+15,000円	+7%
		住宅の戸数が101戸以上200戸以内	2,870,000円	3,047,000円	+177,000円	+6%
		長期使用構造等確認を受けた場合	365,000円	389,000円	+24,000円	+7%
		住宅の戸数が201戸以上300戸以内	4,122,000円	4,378,000円	+256,000円	+6%
		長期使用構造等確認を受けた場合	463,000円	493,000円	+30,000円	+6%
		住宅の戸数が301戸以上	5,056,000円	5,368,000円	+312,000円	+6%
		長期使用構造等確認を受けた場合	528,000円	562,000円	+34,000円	+6%
長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査	住宅の戸数が1戸	住宅の戸数が1戸	72,000円	77,000円	+5,000円	+7%
		長期使用構造等確認を受けた場合	22,000円	24,000円	+2,000円	+9%
		住宅の戸数が2戸以上5戸以内	160,000円	171,000円	+11,000円	+7%
		長期使用構造等確認を受けた場合	36,000円	39,000円	+3,000円	+8%
		住宅の戸数が6戸以上10戸以内	252,000円	268,000円	+16,000円	+6%
		長期使用構造等確認を受けた場合	56,000円	60,000円	+4,000円	+7%
		住宅の戸数が11戸以上30戸以内	498,000円	530,000円	+32,000円	+6%
		長期使用構造等確認を受けた場合	95,000円	102,000円	+7,000円	+7%
		住宅の戸数が31戸以上50戸以内	892,000円	947,000円	+55,000円	+6%
		長期使用構造等確認を受けた場合	147,000円	157,000円	+10,000円	+7%
		住宅の戸数が51戸以上100戸以内	1,545,000円	1,641,000円	+96,000円	+6%
		長期使用構造等確認を受けた場合	218,000円	233,000円	+15,000円	+7%
		住宅の戸数が101戸以上200戸以内	2,870,000円	3,047,000円	+177,000円	+6%
		長期使用構造等確認を受けた場合	365,000円	389,000円	+24,000円	+7%
		住宅の戸数が201戸以上300戸以内	4,122,000円	4,378,000円	+256,000円	+6%
		長期使用構造等確認を受けた場合	463,000円	493,000円	+30,000円	+6%
		住宅の戸数が301戸以上	5,056,000円	5,368,000円	+312,000円	+6%
		長期使用構造等確認を受けた場合	528,000円	562,000円	+34,000円	+6%

手数料 改定後料金

建築基準法等に係る手数料			現行料金	改定後料金	改定額	改定率
長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請	予定時期の変更のみの場合		1,000円	1,000円	±0円	±0%
	その他の場合（新築に限る。）	住宅の戸数が1戸	33,000円	34,000円	+1,000円	+3%
		長期使用構造等確認を受けた場合	12,000円	13,000円	+1,000円	+8%
		住宅の戸数が2戸以上5戸以内	69,000円	70,000円	+1,000円	+1%
		長期使用構造等確認を受けた場合	20,000円	20,000円	±0円	±0%
		住宅の戸数が6戸以上10戸以内	108,000円	110,000円	+2,000円	+2%
		長期使用構造等確認を受けた場合	32,000円	33,000円	+1,000円	+3%
		住宅の戸数が11戸以上30戸以内	209,000円	212,000円	+3,000円	+1%
		長期使用構造等確認を受けた場合	53,000円	55,000円	+2,000円	+4%
		住宅の戸数が31戸以上50戸以内	377,000円	382,000円	+5,000円	+1%
		長期使用構造等確認を受けた場合	86,000円	88,000円	+2,000円	+2%
		住宅の戸数が51戸以上100戸以内	657,000円	665,000円	+8,000円	+1%
		長期使用構造等確認を受けた場合	135,000円	138,000円	+3,000円	+2%
		住宅の戸数が101戸以上200戸以内	1,217,000円	1,232,000円	+15,000円	+1%
		長期使用構造等確認を受けた場合	223,000円	228,000円	+5,000円	+2%
		住宅の戸数が201戸以上300戸以内	1,737,000円	1,758,000円	+21,000円	+1%
		長期使用構造等確認を受けた場合	279,000円	285,000円	+6,000円	+2%
		住宅の戸数が301戸以上	2,106,000円	2,132,000円	+26,000円	+1%
		長期使用構造等確認を受けた場合	301,000円	307,000円	+6,000円	+2%
	その他の場合（既存住宅の増築又は改築に限る。）	住宅の戸数が1戸	43,000円	46,000円	+3,000円	+7%
		長期使用構造等確認を受けた場合	16,000円	17,000円	+1,000円	+6%
		住宅の戸数が2戸以上5戸以内	95,000円	101,000円	+6,000円	+6%
		長期使用構造等確認を受けた場合	27,000円	29,000円	+2,000円	+7%
		住宅の戸数が6戸以上10戸以内	150,000円	160,000円	+10,000円	+7%
		長期使用構造等確認を受けた場合	43,000円	46,000円	+3,000円	+7%
		住宅の戸数が11戸以上30戸以内	289,000円	308,000円	+19,000円	+7%
		長期使用構造等確認を受けた場合	70,000円	75,000円	+5,000円	+7%
		住宅の戸数が31戸以上50戸以内	523,000円	556,000円	+33,000円	+6%
		長期使用構造等確認を受けた場合	115,000円	123,000円	+8,000円	+7%
		住宅の戸数が51戸以上100戸以内	914,000円	972,000円	+58,000円	+6%
		長期使用構造等確認を受けた場合	181,000円	193,000円	+12,000円	+7%
		住宅の戸数が101戸以上200戸以内	1,694,000円	1,800,000円	+106,000円	+6%
		長期使用構造等確認を受けた場合	301,000円	321,000円	+20,000円	+7%
		住宅の戸数が201戸以上300戸以内	2,422,000円	2,575,000円	+153,000円	+6%
		長期使用構造等確認を受けた場合	379,000円	404,000円	+25,000円	+7%
		住宅の戸数が301戸以上	2,952,000円	3,138,000円	+186,000円	+6%
		長期使用構造等確認を受けた場合	424,000円	452,000円	+28,000円	+7%

手数料 改定後料金

建築基準法等に係る手数料			現行料金	改定後料金	改定額	改定率
長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査	予定時期の変更のみの場合		1,000円	1,000円	±0円	±0%
	その他の場合	住宅の戸数が1戸	43,000円	46,000円	+3,000円	+7%
		長期使用構造等確認を受けた場合	16,000円	17,000円	+1,000円	+6%
		住宅の戸数が2戸以上5戸以内	95,000円	101,000円	+6,000円	+6%
		長期使用構造等確認を受けた場合	27,000円	29,000円	+2,000円	+7%
		住宅の戸数が6戸以上10戸以内	150,000円	160,000円	+10,000円	+7%
		長期使用構造等確認を受けた場合	43,000円	46,000円	+3,000円	+7%
		住宅の戸数が11戸以上30戸以内	289,000円	308,000円	+19,000円	+7%
		長期使用構造等確認を受けた場合	70,000円	75,000円	+5,000円	+7%
		住宅の戸数が31戸以上50戸以内	523,000円	556,000円	+33,000円	+6%
		長期使用構造等確認を受けた場合	115,000円	123,000円	+8,000円	+7%
		住宅の戸数が51戸以上100戸以内	914,000円	972,000円	+58,000円	+6%
		長期使用構造等確認を受けた場合	181,000円	193,000円	+12,000円	+7%
		住宅の戸数が101戸以上200戸以内	1,694,000円	1,800,000円	+106,000円	+6%
		長期使用構造等確認を受けた場合	301,000円	321,000円	+20,000円	+7%
		住宅の戸数が201戸以上300戸以内	2,422,000円	2,575,000円	+153,000円	+6%
		長期使用構造等確認を受けた場合	379,000円	404,000円	+25,000円	+7%
		住宅の戸数が301戸以上	2,952,000円	3,138,000円	+186,000円	+6%
		長期使用構造等確認を受けた場合	424,000円	452,000円	+28,000円	+7%
譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請			1,800円	2,000円	+200円	+11%
長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定に基づく地位の承継の承認の申請			1,800円	2,000円	+200円	+11%
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査			192,000円	198,000円	+6,000円	+3%
低炭素建築物新築等計画の認定の申請	(1)一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の認定の申請一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の認定の申請	ア イに掲げる場合以外	42,000円	44,000円	+2,000円	+5%
		評価機関審査を受けた場合	8,700円	9,000円	+300円	+3%
		イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している場合	23,000円	25,000円	+2,000円	+9%
		評価機関審査を受けた場合	8,700円	9,000円	+300円	+3%

手数料 改定後料金

建築基準法等に係る手数料			現行料金	改定後料金	改定額	改定率	
低炭素建築物新築等計画の認定の申請	(2) 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合 (アとイの合計)	ア 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ て	住宅の戸数が2戸以上5戸以内	82,000円	85,000円	+3,000円	+4%
			評価機関審査を受けた場合	14,000円	15,000円	+1,000円	+7%
			住宅の戸数が6戸以上10戸以内	115,000円	118,000円	+3,000円	+3%
			評価機関審査を受けた場合	22,000円	23,000円	+1,000円	+5%
			住宅の戸数が11戸以上25戸以内	161,000円	165,000円	+4,000円	+2%
			評価機関審査を受けた場合	35,000円	36,000円	+1,000円	+3%
			住宅の戸数が26戸以上50戸以内	230,000円	237,000円	+7,000円	+3%
			評価機関審査を受けた場合	56,000円	58,000円	+2,000円	+4%
			住宅の戸数が51戸以上100戸以内	327,000円	337,000円	+10,000円	+3%
			評価機関審査を受けた場合	96,000円	100,000円	+4,000円	+4%
			住宅の戸数が101戸以上200戸以内	441,000円	445,000円	+4,000円	+1%
			評価機関審査を受けた場合	149,000円	156,000円	+7,000円	+5%
			住宅の戸数が201戸以上300戸以内	578,000円	597,000円	+19,000円	+3%
			評価機関審査を受けた場合	189,000円	198,000円	+9,000円	+5%
			住宅の戸数が301戸以上	682,000円	704,000円	+22,000円	+3%
			評価機関審査を受けた場合	205,000円	210,000円	+5,000円	+2%
		イ 共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ て	床面積の合計が300㎡以内	127,000円	131,000円	+4,000円	+3%
			評価機関審査を受けた場合	13,000円	13,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が300㎡超2,000㎡以内	205,000円	210,000円	+5,000円	+2%
			評価機関審査を受けた場合	29,000円	30,000円	+1,000円	+3%
			床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	308,000円	316,000円	+8,000円	+3%
			評価機関審査を受けた場合	78,000円	80,000円	+2,000円	+3%
			床面積の合計が5,000㎡超	389,000円	399,000円	+10,000円	+3%
			評価機関審査を受けた場合	121,000円	124,000円	+3,000円	+2%

手数料 改定後料金

建築基準法等に係る手数料			現行料金	改定後料金	改定額	改定率	
低炭素建築物新築等計画の認定の申請	(3) 基準省令第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 (アとイの合計)	ア 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じて	住宅の戸数が2戸以上5戸以内	41,000円	43,000円	+2,000円	+5%
			評価機関審査を受けた場合	14,000円	15,000円	+1,000円	+7%
			住宅の戸数が6戸以上10戸以内	59,000円	61,000円	+2,000円	+3%
			評価機関審査を受けた場合	22,000円	23,000円	+1,000円	+5%
			住宅の戸数が11戸以上25戸以内	84,000円	86,000円	+2,000円	+2%
			評価機関審査を受けた場合	35,000円	36,000円	+1,000円	+3%
			住宅の戸数が26戸以上50戸以内	123,000円	127,000円	+4,000円	+3%
			評価機関審査を受けた場合	56,000円	58,000円	+2,000円	+4%
			住宅の戸数が51戸以上100戸以内	183,000円	189,000円	+6,000円	+3%
			評価機関審査を受けた場合	96,000円	100,000円	+4,000円	+4%
			住宅の戸数が101戸以上200戸以内	260,000円	269,000円	+9,000円	+3%
			評価機関審査を受けた場合	149,000円	156,000円	+7,000円	+5%
			住宅の戸数が201戸以上300戸以内	334,000円	347,000円	+13,000円	+4%
			評価機関審査を受けた場合	189,000円	198,000円	+9,000円	+5%
			住宅の戸数が301戸以上	384,000円	398,000円	+14,000円	+4%
			評価機関審査を受けた場合	205,000円	215,000円	+10,000円	+5%
		イ 共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じて	床面積の合計が300㎡以内	56,000円	58,000円	+2,000円	+4%
			評価機関審査を受けた場合	13,000円	13,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が300㎡超2,000㎡以内	95,000円	97,000円	+2,000円	+2%
			評価機関審査を受けた場合	29,000円	30,000円	+1,000円	+3%
			床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	163,000円	168,000円	+5,000円	+3%
			評価機関審査を受けた場合	78,000円	80,000円	+2,000円	+3%
			床面積の合計が5,000㎡超	221,000円	226,000円	+5,000円	+2%
			評価機関審査を受けた場合	121,000円	124,000円	+3,000円	+2%

手数料 改定後料金

建築基準法等に係る手数料				現行料金	改定後料金	改定額	改定率
低炭素建築物新築等計画の認定の申請	(4) 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合	ア イに掲げる場合以外 1 棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じて	床面積の合計が300㎡以内	279,000円	286,000円	+7,000円	+3%
			判定機関審査を受けた場合	13,000円	13,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が300㎡超1,000㎡以内	345,000円	354,000円	+9,000円	+3%
			判定機関審査を受けた場合	19,000円	20,000円	+1,000円	+5%
			床面積の合計が1,000㎡超2,000㎡以内	439,000円	451,000円	+12,000円	+3%
			判定機関審査を受けた場合	29,000円	30,000円	+1,000円	+3%
			床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	615,000円	631,000円	+16,000円	+3%
			判定機関審査を受けた場合	78,000円	80,000円	+2,000円	+3%
			床面積の合計が5,000㎡超10,000㎡以内	746,000円	765,000円	+19,000円	+3%
			判定機関審査を受けた場合	121,000円	124,000円	+3,000円	+2%
			床面積の合計が10,000㎡超25,000㎡以内	876,000円	899,000円	+23,000円	+3%
			判定機関審査を受けた場合	152,000円	156,000円	+4,000円	+3%
			床面積の合計が25,000㎡超	995,000円	1,021,000円	+26,000円	+3%
			判定機関審査を受けた場合	189,000円	194,000円	+5,000円	+3%
		イ 建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法で計算して認定を申請する場合 1 棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じて	床面積の合計が300㎡以内	108,000円	116,000円	+8,000円	+7%
			判定機関審査を受けた場合	13,000円	13,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が300㎡超1,000㎡以内	134,000円	144,000円	+10,000円	+7%
			判定機関審査を受けた場合	19,000円	20,000円	+1,000円	+5%
			床面積の合計が1,000㎡超2,000㎡以内	171,000円	184,000円	+13,000円	+8%
			判定機関審査を受けた場合	29,000円	30,000円	+1,000円	+3%
			床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	263,000円	282,000円	+19,000円	+7%
			判定機関審査を受けた場合	78,000円	80,000円	+2,000円	+3%
			床面積の合計が5,000㎡超10,000㎡以内	334,000円	358,000円	+24,000円	+7%
			判定機関審査を受けた場合	121,000円	124,000円	+3,000円	+2%
			床面積の合計が10,000㎡超25,000㎡以内	396,000円	425,000円	+29,000円	+7%
			判定機関審査を受けた場合	152,000円	156,000円	+4,000円	+3%
			床面積の合計が25,000㎡超	461,000円	494,000円	+33,000円	+7%
			判定機関審査を受けた場合	189,000円	194,000円	+5,000円	+3%
低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請	(1) 予定時期の変更のみの場合			1,000円	1,000円	±0円	±0%
	(2) 一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の変更認定を申請する場合	ア イに掲げる場合以外		26,000円	27,000円	+1,000円	+4%
		評価機関審査を受けた場合		8,700円	9,000円	+300円	+3%
		イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している場合		16,000円	17,000円	+1,000円	+6%
		評価機関審査を受けた場合		8,700円	9,000円	+300円	+3%

手数料 改定後料金

建築基準法等に係る手数料			現行料金	改定後料金	改定額	改定率
低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請 (アとイの合計)	ア 共同住宅等又は複合建築物の住宅の戸数の区分に応じて	住宅の戸数が2戸以上5戸以内	48,000円	50,000円	+2,000円	+4%
		評価機関審査を受けた場合	14,000円	15,000円	+1,000円	+7%
		住宅の戸数が6戸以上10戸以内	68,000円	71,000円	+3,000円	+4%
		評価機関審査を受けた場合	22,000円	23,000円	+1,000円	+5%
		住宅の戸数が11戸以上25戸以内	98,000円	101,000円	+3,000円	+3%
		評価機関審査を受けた場合	35,000円	36,000円	+1,000円	+3%
		住宅の戸数が26戸以上50戸以内	142,000円	147,000円	+5,000円	+4%
		評価機関審査を受けた場合	56,000円	58,000円	+2,000円	+4%
		住宅の戸数が51戸以上100戸以内	212,000円	219,000円	+7,000円	+3%
		評価機関審査を受けた場合	96,000円	100,000円	+4,000円	+4%
		住宅の戸数が101戸以上200戸以内	295,000円	305,000円	+10,000円	+3%
		評価機関審査を受けた場合	149,000円	156,000円	+7,000円	+5%
		住宅の戸数が201戸以上300戸以内	384,000円	397,000円	+13,000円	+3%
		評価機関審査を受けた場合	189,000円	198,000円	+9,000円	+5%
		住宅の戸数が301戸以上	444,000円	460,000円	+16,000円	+4%
		評価機関審査を受けた場合	205,000円	213,000円	+8,000円	+4%
	イ 共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じて	床面積の合計が300㎡以内	70,000円	72,000円	+2,000円	+3%
		評価機関審査を受けた場合	13,000円	13,000円	±0円	±0%
		床面積の合計が300㎡超2,000㎡以内	117,000円	120,000円	+3,000円	+3%
		評価機関審査を受けた場合	29,000円	30,000円	+1,000円	+3%
		床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	193,000円	198,000円	+5,000円	+3%
		評価機関審査を受けた場合	78,000円	80,000円	+2,000円	+3%
		床面積の合計が5,000㎡超	255,000円	262,000円	+7,000円	+3%
		評価機関審査を受けた場合	121,000円	124,000円	+3,000円	+2%

手数料 改定後料金

建築基準法等に係る手数料			現行料金	改定後料金	改定額	改定率		
低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請	(4) 基準省令第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 (アとイの合計)	ア 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の住宅の戸数の区分に応じて	住宅の戸数が2戸以上5戸以内	28,000円	29,000円	+1,000円	+4%	
			評価機関審査を受けた場合	14,000円	15,000円	+1,000円	+7%	
			住宅の戸数が6戸以上10戸以内	40,000円	42,000円	+2,000円	+5%	
			評価機関審査を受けた場合	22,000円	23,000円	+1,000円	+5%	
			住宅の戸数が11戸以上25戸以内	60,000円	61,000円	+1,000円	+2%	
			評価機関審査を受けた場合	35,000円	36,000円	+1,000円	+3%	
			住宅の戸数が26戸以上50戸以内	89,000円	93,000円	+4,000円	+4%	
			評価機関審査を受けた場合	56,000円	58,000円	+2,000円	+4%	
			住宅の戸数が51戸以上100戸以内	140,000円	145,000円	+5,000円	+4%	
			評価機関審査を受けた場合	96,000円	100,000円	+4,000円	+4%	
			住宅の戸数が101戸以上200戸以内	205,000円	213,000円	+8,000円	+4%	
			評価機関審査を受けた場合	149,000円	156,000円	+7,000円	+5%	
			住宅の戸数が201戸以上300戸以内	263,000円	273,000円	+10,000円	+4%	
			評価機関審査を受けた場合	189,000円	198,000円	+9,000円	+5%	
			住宅の戸数が301戸以上	295,000円	306,000円	+11,000円	+4%	
			評価機関審査を受けた場合	205,000円	215,000円	+10,000円	+5%	
			イ 共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じて	床面積の合計が300㎡以内	34,000円	36,000円	+2,000円	+6%
				評価機関審査を受けた場合	13,000円	13,000円	±0円	±0%
	床面積の合計が300㎡超2,000㎡以内	62,000円		64,000円	+2,000円	+3%		
	評価機関審査を受けた場合	29,000円		30,000円	+1,000円	+3%		
	床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	121,000円		124,000円	+3,000円	+2%		
	評価機関審査を受けた場合	78,000円		80,000円	+2,000円	+3%		
	床面積の合計が5,000㎡超	171,000円		175,000円	+4,000円	+2%		
	評価機関審査を受けた場合	121,000円		124,000円	+3,000円	+2%		

手数料 改定後料金

建築基準法等に係る手数料				現行料金	改定後料金	改定額	改定率
低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請	(5) 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合	ア イに掲げる場合以外 1 棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じて	床面積の合計が300㎡以内	147,000円	151,000円	+4,000円	+3%
			判定機関審査を受けた場合	13,000円	13,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が300㎡超1,000㎡以内	183,000円	187,000円	+4,000円	+2%
			判定機関審査を受けた場合	19,000円	20,000円	+1,000円	+5%
			床面積の合計が1,000㎡超2,000㎡以内	235,000円	241,000円	+6,000円	+3%
			判定機関審査を受けた場合	29,000円	30,000円	+1,000円	+3%
			床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	346,000円	356,000円	+10,000円	+3%
			判定機関審査を受けた場合	78,000円	80,000円	+2,000円	+3%
			床面積の合計が5,000㎡超10,000㎡以内	434,000円	445,000円	+11,000円	+3%
			判定機関審査を受けた場合	121,000円	124,000円	+3,000円	+2%
			床面積の合計が10,000㎡超25,000㎡以内	513,000円	527,000円	+14,000円	+3%
			判定機関審査を受けた場合	152,000円	156,000円	+4,000円	+3%
			床面積の合計が25,000㎡超	592,000円	608,000円	+16,000円	+3%
			判定機関審査を受けた場合	189,000円	194,000円	+5,000円	+3%
		イ 建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法で計算して認定を申請する場合 1 棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じて	床面積の合計が300㎡以内	61,000円	65,000円	+4,000円	+7%
			判定機関審査を受けた場合	13,000円	13,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が300㎡超1,000㎡以内	77,000円	83,000円	+6,000円	+8%
			判定機関審査を受けた場合	19,000円	20,000円	+1,000円	+5%
			床面積の合計が1,000㎡超2,000㎡以内	100,000円	107,000円	+7,000円	+7%
			判定機関審査を受けた場合	29,000円	30,000円	+1,000円	+3%
			床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	169,000円	182,000円	+13,000円	+8%
			判定機関審査を受けた場合	78,000円	80,000円	+2,000円	+3%
			床面積の合計が5,000㎡超10,000㎡以内	225,000円	242,000円	+17,000円	+8%
			判定機関審査を受けた場合	121,000円	124,000円	+3,000円	+2%
			床面積の合計が10,000㎡超25,000㎡以内	271,000円	291,000円	+20,000円	+7%
			判定機関審査を受けた場合	152,000円	156,000円	+4,000円	+3%
			床面積の合計が25,000㎡超	321,000円	345,000円	+24,000円	+7%
			判定機関審査を受けた場合	189,000円	194,000円	+5,000円	+3%
建築物エネルギー消費性能適合性判定	(1) 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合	ア 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 1 棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じて	床面積の合計が200㎡以内	37,000円	37,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が200㎡超	41,000円	41,000円	±0円	±0%
		イ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 1 棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じて	床面積の合計が200㎡以内	28,000円	28,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が200㎡超	31,000円	31,000円	±0円	±0%

手数料 改定後料金

建築基準法等に係る手数料				現行料金	改定後料金	改定額	改定率
建築物エネルギー消費性能適合性判定	(2) 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合	ア 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じて	床面積の合計が300㎡以内	74,000円	74,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が300㎡超2,000㎡以内	123,000円	123,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	208,000円	208,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が5,000㎡超	299,000円	299,000円	±0円	±0%
		イ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じて	床面積の合計が300㎡以内	55,000円	55,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が300㎡超2,000㎡以内	92,000円	92,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	159,000円	159,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が5,000㎡超	232,000円	232,000円	±0円	±0%
	(3) 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合	ア 当該計画に係る建築物について基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じて	床面積の合計が300㎡以内	242,000円	242,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が300㎡超1,000㎡以内	303,000円	303,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が1,000㎡超2,000㎡以内	391,000円	391,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	557,000円	557,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が5,000㎡超10,000㎡以内	686,000円	686,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が10,000㎡超25,000㎡以内	811,000円	811,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が25,000㎡超	925,000円	925,000円	±0円	±0%
		イ 基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じて	床面積の合計が300㎡以内	93,000円	93,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が300㎡超1,000㎡以内	118,000円	118,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が1,000㎡超2,000㎡以内	155,000円	155,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	251,000円	251,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が5,000㎡超10,000㎡以内	328,000円	328,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が10,000㎡超25,000㎡以内	394,000円	394,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が25,000㎡超	462,000円	462,000円	±0円	±0%

手数料 改定後料金

建築基準法等に係る手数料				現行料金	改定後料金	改定額	改定率
建築物エネルギー消費性能適合性判定	(3) 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合	ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じて	床面積の合計が300㎡以内	11,000円	11,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が300㎡超1,000㎡以内	18,000円	18,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が1,000㎡超2,000㎡以内	29,000円	29,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	86,000円	86,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が5,000㎡超10,000㎡以内	135,000円	135,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が10,000㎡超25,000㎡以内	171,000円	171,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が25,000㎡超	213,000円	213,000円	±0円	±0%
変更後の建築物エネルギー消費性能適合性判定	(1) 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合	ア 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じて	床面積の合計が200㎡以内	21,000円	21,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が200㎡超	23,000円	23,000円	±0円	±0%
		イ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じて	床面積の合計が200㎡以内	17,000円	17,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が200㎡超	18,000円	18,000円	±0円	±0%
	(2) 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として判定を申請し、又は計画を通知する場合	ア 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じて	床面積の合計が300㎡以内	42,000円	42,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が300㎡超2,000㎡以内	72,000円	72,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	128,000円	128,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が5,000㎡超	192,000円	192,000円	±0円	±0%
		イ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じて	床面積の合計が300㎡以内	33,000円	33,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が300㎡超2,000㎡以内	57,000円	57,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	104,000円	104,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が5,000㎡超	159,000円	159,000円	±0円	±0%

手数料 改定後料金

建築基準法等に係る手数料				現行料金	改定後料金	改定額	改定率
変更後の建築物 エネルギー消費 性能適合性判定	(3)住宅以外の用途に 供する一の建築物を単 位として判定を申請 し、又は計画を通知す る場合	ア 基準省令第1条第1項第1号イに適合 している旨の判定を申請し、又は計画を通知 する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の 非住宅部分の床面積の合計の区分に応じて	床面積の合計が300㎡以内	126,000円	126,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が300㎡超1,000㎡ 以内	160,000円	160,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が1,000㎡超2,000 ㎡以内	210,000円	210,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が2,000㎡超5,000 ㎡以内	322,000円	322,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が5,000㎡超 10,000㎡以内	411,000円	411,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が10,000㎡超 25,000㎡以内	491,000円	491,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が25,000㎡超	569,000円	569,000円	±0円	±0%
		イ 基準省令第1条第1項第1号ロに適合 している旨の判定を申請し、又は計画を通知 する場合 1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計 の区分に応じて	床面積の合計が300㎡以内	52,000円	52,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が300㎡超1,000㎡ 以内	68,000円	68,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が1,000㎡超2,000 ㎡以内	92,000円	92,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が2,000㎡超5,000 ㎡以内	168,000円	168,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が5,000㎡超 10,000㎡以内	232,000円	232,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が10,000㎡超 25,000㎡以内	282,000円	282,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が25,000㎡超	338,000円	338,000円	±0円	±0%
		ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計 の区分に応じて	床面積の合計が300㎡以内	11,000円	11,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が300㎡超1,000㎡ 以内	18,000円	18,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が1,000㎡超2,000 ㎡以内	29,000円	29,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が2,000㎡超5,000 ㎡以内	86,000円	86,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が5,000㎡超 10,000㎡以内	135,000円	135,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が10,000㎡超 25,000㎡以内	171,000円	171,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が25,000㎡超	213,000円	213,000円	±0円	±0%

手数料 改定後料金

建築基準法等に係る手数料				現行料金	改定後料金	改定額	改定率
建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付	(1)住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として書面を交付する場合	ア 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 当該計画に係る1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じて	床面積の合計が200㎡以内	21,000円	21,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が200㎡超	23,000円	23,000円	±0円	±0%
		イ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じて	床面積の合計が200㎡以内	17,000円	17,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が200㎡超	18,000円	18,000円	±0円	±0%
	(2)共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として書面を交付する場合	ア 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じて	床面積の合計が300㎡以内	42,000円	42,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が300㎡超2,000㎡以内	72,000円	72,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	128,000円	128,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が5,000㎡超	192,000円	192,000円	±0円	±0%
		イ 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を受けていた場合 1棟の建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じて	床面積の合計が300㎡以内	33,000円	33,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が300㎡超2,000㎡以内	57,000円	57,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	104,000円	104,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が5,000㎡超	159,000円	159,000円	±0円	±0%
	(3)住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として書面を交付する場合	ア 基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を受けていた場合 1棟の建築物（工場等の用途に供する一の建築物を除く。）の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じて	床面積の合計が300㎡以内	126,000円	126,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が300㎡超1,000㎡以内	160,000円	160,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が1,000㎡超2,000㎡以内	210,000円	210,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	322,000円	322,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が5,000㎡超10,000㎡以内	411,000円	411,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が10,000㎡超25,000㎡以内	491,000円	491,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が25,000㎡超	569,000円	569,000円	±0円	±0%

手数料 改定後料金

建築基準法等に係る手数料				現行料金	改定後料金	改定額	改定率
建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付	(3)住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として書面を交付する場合	イ 基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を受けていた場合 1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じて	床面積の合計が300㎡以内	52,000円	52,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が300㎡超1,000㎡以内	68,000円	68,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が1,000㎡超2,000㎡以内	92,000円	92,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	168,000円	168,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が5,000㎡超10,000㎡以内	232,000円	232,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が10,000㎡超25,000㎡以内	282,000円	282,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が25,000㎡超	338,000円	338,000円	±0円	±0%
		ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じて	床面積の合計が300㎡以内	11,000円	11,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が300㎡超1,000㎡以内	18,000円	18,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が1,000㎡超2,000㎡以内	29,000円	29,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	86,000円	86,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が5,000㎡超10,000㎡以内	135,000円	135,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が10,000㎡超25,000㎡以内	171,000円	171,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が25,000㎡超	213,000円	213,000円	±0円	±0%
建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請	(1)一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合	ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じて	床面積の合計が200㎡以内	37,000円	37,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	5,000円	5,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が200㎡超	41,000円	41,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	5,000円	5,000円	±0円	±0%
		イ 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じて	床面積の合計が200㎡以内	28,000円	28,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	5,000円	5,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が200㎡超	31,000円	31,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	5,000円	5,000円	±0円	±0%

手数料 改定後料金

建築基準法等に係る手数料				現行料金	改定後料金	改定額	改定率
建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請	(1)一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合	ウ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じて	床面積の合計が200㎡以内	19,000円	19,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	5,000円	5,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が200㎡超	20,000円	20,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	5,000円	5,000円	±0円	±0%
	(2)共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合 (アとイの合計) ((3)及び(4)の場合を除く。)	ア 共同住宅等又は複合建築物の住戸部分の戸数の区分に応じて	住宅の戸数が2戸以上4戸以内	74,000円	74,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	10,000円	10,000円	±0円	±0%
			住宅の戸数が5戸以上15戸以内	124,000円	124,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	22,000円	22,000円	±0円	±0%
			住宅の戸数が16戸以上45戸以内	211,000円	211,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	49,000円	49,000円	±0円	±0%
			住宅の戸数が46戸以上	304,000円	304,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	89,000円	89,000円	±0円	±0%
		イ 共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じて	床面積の合計が300㎡以内	74,000円	74,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	10,000円	10,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が300㎡超2,000㎡以内	124,000円	124,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	22,000円	22,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	211,000円	211,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	49,000円	49,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が5,000㎡超	304,000円	304,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	89,000円	89,000円	±0円	±0%
	(3)基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 (アとイの合計)	ア 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じて	住宅の戸数が2戸以上4戸以内	55,000円	55,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	10,000円	10,000円	±0円	±0%
			住宅の戸数が5戸以上15戸以内	92,000円	92,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	22,000円	22,000円	±0円	±0%
			住宅の戸数が16戸以上45戸以内	159,000円	159,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	49,000円	49,000円	±0円	±0%
			住宅の戸数が46戸以上	232,000円	232,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	89,000円	89,000円	±0円	±0%

手数料 改定後料金

建築基準法等に係る手数料				現行料金	改定後料金	改定額	改定率
建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請	(3) 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 (アとイの合計)	イ 共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じて	床面積の合計が300㎡以内	55,000円	55,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	10,000円	10,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が300㎡超2,000㎡以内	92,000円	92,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	22,000円	22,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	159,000円	159,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	49,000円	49,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が5,000㎡超	232,000円	232,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	89,000円	89,000円	±0円	±0%
	(4) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 (アとイの合計)	ア 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じて	住宅の戸数が2戸以上4戸以内	36,000円	36,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	10,000円	10,000円	±0円	±0%
			住宅の戸数が5戸以上15戸以内	62,000円	62,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	22,000円	22,000円	±0円	±0%
			住宅の戸数が16戸以上45戸以内	112,000円	112,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	49,000円	49,000円	±0円	±0%
			住宅の戸数が46戸以上	170,000円	170,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	89,000円	89,000円	±0円	±0%
		イ 共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じて	床面積の合計が300㎡以内	36,000円	36,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	10,000円	10,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が300㎡超2,000㎡以内	62,000円	62,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	22,000円	22,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	112,000円	112,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	49,000円	49,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が5,000㎡超	170,000円	170,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	89,000円	89,000円	±0円	±0%

手数料 改定後料金

建築基準法等に係る手数料				現行料金	改定後料金	改定額	改定率
建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請	(5)住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合	ア 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る認定を申請する場合 1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じて	床面積の合計が300㎡以内	244,000円	244,000円	±0円	±0%
			判定機関審査を受けた場合	10,000円	10,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が300㎡超1,000㎡以内	306,000円	306,000円	±0円	±0%
			判定機関審査を受けた場合	18,000円	18,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が1,000㎡超2,000㎡以内	395,000円	395,000円	±0円	±0%
			判定機関審査を受けた場合	29,000円	29,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	563,000円	563,000円	±0円	±0%
			判定機関審査を受けた場合	86,000円	86,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が5,000㎡超10,000㎡以内	694,000円	694,000円	±0円	±0%
			判定機関審査を受けた場合	137,000円	137,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が10,000㎡超25,000㎡以内	820,000円	820,000円	±0円	±0%
			判定機関審査を受けた場合	172,000円	172,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が25,000㎡超	935,000円	935,000円	±0円	±0%
			判定機関審査を受けた場合	215,000円	215,000円	±0円	±0%
		イ 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る認定を申請する場合 1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じて	床面積の合計が300㎡以内	94,000円	94,000円	±0円	±0%
			判定機関審査を受けた場合	10,000円	10,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が300㎡超1,000㎡以内	119,000円	119,000円	±0円	±0%
			判定機関審査を受けた場合	18,000円	18,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が1,000㎡超2,000㎡以内	157,000円	157,000円	±0円	±0%
			判定機関審査を受けた場合	29,000円	29,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	253,000円	253,000円	±0円	±0%
			判定機関審査を受けた場合	86,000円	86,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が5,000㎡超10,000㎡以内	331,000円	331,000円	±0円	±0%
			判定機関審査を受けた場合	137,000円	137,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が10,000㎡超25,000㎡以内	398,000円	398,000円	±0円	±0%
			判定機関審査を受けた場合	172,000円	172,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が25,000㎡超	466,000円	466,000円	±0円	±0%
			判定機関審査を受けた場合	215,000円	215,000円	±0円	±0%

手数料 改定後料金

建築基準法等に係る手数料				現行料金	改定後料金	改定額	改定率
建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請	(1) 工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合			1,000円	1,000円	±0円	±0%
	(2) 一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の変更認定を申請する場合	ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じて	床面積の合計が200㎡以内	21,000円	21,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	6,000円	6,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が200㎡超	23,000円	23,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	6,000円	6,000円	±0円	±0%
		イ 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じて	床面積の合計が200㎡以内	17,000円	17,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	6,000円	6,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が200㎡超	18,000円	18,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	6,000円	6,000円	±0円	±0%
		ウ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じて	床面積の合計が200㎡以内	12,000円	12,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	6,000円	6,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が200㎡超	13,000円	13,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	6,000円	6,000円	±0円	±0%
	(3) 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分の変更認定を申請する場合 (アとイの合計) ((4)及び(5)の場合を除く。)	ア 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じて	住宅の戸数が2戸以上4戸以内	42,000円	42,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	11,000円	11,000円	±0円	±0%
			住宅の戸数が5戸以上15戸以内	73,000円	73,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	23,000円	23,000円	±0円	±0%
			住宅の戸数が16戸以上45戸以内	130,000円	130,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	51,000円	51,000円	±0円	±0%
			住宅の戸数が46戸以上	196,000円	196,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	93,000円	93,000円	±0円	±0%
		イ 共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じて	床面積の合計が300㎡以内	42,000円	42,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	11,000円	11,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が300㎡超2,000㎡以内	73,000円	73,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	23,000円	23,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	130,000円	130,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	51,000円	51,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が5,000㎡超	196,000円	196,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	93,000円	93,000円	±0円	±0%

手数料 改定後料金

建築基準法等に係る手数料				現行料金	改定後料金	改定額	改定率
建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請	(4) 基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 (アとイの合計)	ア 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じて	住宅の戸数が2戸以上4戸以内	33,000円	33,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	11,000円	11,000円	±0円	±0%
			住宅の戸数が5戸以上15戸以内	57,000円	57,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	23,000円	23,000円	±0円	±0%
			住宅の戸数が16戸以上45戸以内	104,000円	104,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	51,000円	51,000円	±0円	±0%
			住宅の戸数が46戸以上	159,000円	159,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	93,000円	93,000円	±0円	±0%
		イ 共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じて	床面積の合計が300㎡以内	33,000円	33,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	11,000円	11,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が300㎡超2,000㎡以内	57,000円	57,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	23,000円	23,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	104,000円	104,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	51,000円	51,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が5,000㎡超	159,000円	159,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	93,000円	93,000円	±0円	±0%
	(5) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 (アとイの合計)	ア 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じて	住宅の戸数が2戸以上4戸以内	23,000円	23,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	11,000円	11,000円	±0円	±0%
			住宅の戸数が5戸以上15戸以内	42,000円	42,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	23,000円	23,000円	±0円	±0%
			住宅の戸数が16戸以上45戸以内	80,000円	80,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	51,000円	51,000円	±0円	±0%
			住宅の戸数が46戸以上	129,000円	129,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	93,000円	93,000円	±0円	±0%
		イ 共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じて	床面積の合計が300㎡以内	23,000円	23,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	11,000円	11,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が300㎡超2,000㎡以内	42,000円	42,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	23,000円	23,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	80,000円	80,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	51,000円	51,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が5,000㎡超	129,000円	129,000円	±0円	±0%
			評価機関審査を受けた場合	93,000円	93,000円	±0円	±0%

手数料 改定後料金

建築基準法等に係る手数料				現行料金	改定後料金	改定額	改定率
建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請	(6)住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合	ア 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合 1 棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じて	床面積の合計が300㎡以内	127,000円	127,000円	±0円	±0%
			判定機関審査を受けた場合	11,000円	11,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が300㎡超1,000㎡以内	162,000円	162,000円	±0円	±0%
			判定機関審査を受けた場合	19,000円	19,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が1,000㎡超2,000㎡以内	212,000円	212,000円	±0円	±0%
			判定機関審査を受けた場合	30,000円	30,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	325,000円	325,000円	±0円	±0%
			判定機関審査を受けた場合	90,000円	90,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が5,000㎡超10,000㎡以内	415,000円	415,000円	±0円	±0%
			判定機関審査を受けた場合	143,000円	143,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が10,000㎡超25,000㎡以内	496,000円	496,000円	±0円	±0%
			判定機関審査を受けた場合	180,000円	180,000円	±0円	±0%
		イ 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合 1 棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ	床面積の合計が25,000㎡超	575,000円	575,000円	±0円	±0%
			判定機関審査を受けた場合	225,000円	225,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が300㎡以内	52,000円	52,000円	±0円	±0%
			判定機関審査を受けた場合	11,000円	11,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が300㎡超1,000㎡以内	69,000円	69,000円	±0円	±0%
			判定機関審査を受けた場合	19,000円	19,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が1,000㎡超2,000㎡以内	93,000円	93,000円	±0円	±0%
			判定機関審査を受けた場合	30,000円	30,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が2,000㎡超5,000㎡以内	170,000円	170,000円	±0円	±0%
			判定機関審査を受けた場合	90,000円	90,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が5,000㎡超10,000㎡以内	234,000円	234,000円	±0円	±0%
			判定機関審査を受けた場合	143,000円	143,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が10,000㎡超25,000㎡以内	285,000円	285,000円	±0円	±0%
			判定機関審査を受けた場合	180,000円	180,000円	±0円	±0%
			床面積の合計が25,000㎡超	341,000円	341,000円	±0円	±0%
			判定機関審査を受けた場合	225,000円	225,000円	±0円	±0%
			(7)認定建築物エネルギー消費性能向上計画に新たな建築物を他の建築物として記載して変更認定を申請する場合 前項の規定の例により算定した金額	前項の規定による	前項の規定による	±0円	±0%

手数料 改定後料金

2. 租税特別措置法に係る手数料（帯広市手数料条例 別表第4）

租税特別措置法に係る手数料		現行料金	改定後料金	改定額	改定率
優良宅地造成認定申請		80,000円	82,000円	+2,000円	+3%
租税特別措置法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、第63条第3項第6号又は第68条の69第3項第6号に基づく優良住宅新築認定申請	床面積の合計が $\leq 100\text{m}^2$ 以内	6,200円	6,200円	± 0 円	$\pm 0\%$
	床面積の合計が $\leq 100\text{m}^2$ 超 500m^2 以内	8,600円	8,600円	± 0 円	$\pm 0\%$
	床面積の合計が $\leq 500\text{m}^2$ 超 $2,000\text{m}^2$ 以内	13,000円	13,000円	± 0 円	$\pm 0\%$
	床面積の合計が $\leq 2,000\text{m}^2$ 超 $10,000\text{m}^2$ 以内	35,000円	35,000円	± 0 円	$\pm 0\%$
	床面積の合計が $\leq 10,000\text{m}^2$ 超 $50,000\text{m}^2$ 以内	43,000円	43,000円	± 0 円	$\pm 0\%$
	床面積の合計が $\leq 50,000\text{m}^2$ 超	58,000円	58,000円	± 0 円	$\pm 0\%$
租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、第63条第3項第7号ロ又は第68条の69第3項第7号ロに基づく優良住宅新築認定申請	床面積の合計が $\leq 100\text{m}^2$ 以内	6,200円	6,200円	± 0 円	$\pm 0\%$
	床面積の合計が $\leq 100\text{m}^2$ 超 500m^2 以内	8,600円	8,600円	± 0 円	$\pm 0\%$
	床面積の合計が $\leq 500\text{m}^2$ 超 $2,000\text{m}^2$ 以内	13,000円	13,000円	± 0 円	$\pm 0\%$
	床面積の合計が $\leq 2,000\text{m}^2$ 超 $10,000\text{m}^2$ 以内	35,000円	35,000円	± 0 円	$\pm 0\%$
	床面積の合計が $\leq 10,000\text{m}^2$ 超	43,000円	43,000円	± 0 円	$\pm 0\%$
住宅用家屋証明申請		1,300円	1,300円	± 0 円	$\pm 0\%$

3. 都市計画法に係る手数料（帯広市手数料条例 別表第5）

都市計画法に係る手数料			現行料金	改定後料金	改定額	改定率
開発行為の許可申請	主として自己の居住の用に供する住宅の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合	開発区域の面積が0.1ha未満	8,200円	8,400円	+200円	+2%
		開発区域の面積が0.1ha以上0.3ha未満	19,000円	20,000円	+1,000円	+5%
		開発区域の面積が0.3ha以上0.6ha未満	38,000円	39,000円	+1,000円	+3%
		開発区域の面積が0.6ha以上1ha未満	81,000円	82,000円	+1,000円	+1%
		開発区域の面積が1ha以上3ha未満	115,000円	115,000円	±0円	±0%
		開発区域の面積が3ha以上6ha未満	160,000円	160,000円	±0円	±0%
		開発区域の面積が6ha以上10ha未満	205,000円	205,000円	±0円	±0%
		開発区域の面積が10ha以上	285,000円	286,000円	+1,000円	+0%
	主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為の場合	開発区域の面積が0.1ha未満	12,000円	12,000円	±0円	±0%
		開発区域の面積が0.1ha以上0.3ha未満	26,000円	28,000円	+2,000円	+8%
		開発区域の面積が0.3ha以上0.6ha未満	57,000円	59,000円	+2,000円	+4%
		開発区域の面積が0.6ha以上1ha未満	112,000円	112,000円	±0円	±0%
		開発区域の面積が1ha以上3ha未満	175,000円	177,000円	+2,000円	+1%
		開発区域の面積が3ha以上6ha未満	237,000円	241,000円	+4,000円	+2%
		開発区域の面積が6ha以上10ha未満	318,000円	321,000円	+3,000円	+1%
		開発区域の面積が10ha以上	458,000円	460,000円	+2,000円	+0%

手数料 改定後料金

都市計画法に係る手数料			現行料金	改定後料金	改定額	改定率
開発行為の許可申請	その他の場合	開発区域の面積が0.1ha未満	80,000円	82,000円	+2,000円	+3%
		開発区域の面積が0.1ha以上0.3ha未満	122,000円	124,000円	+2,000円	+2%
		開発区域の面積が0.3ha以上0.6ha未満	175,000円	178,000円	+3,000円	+2%
		開発区域の面積が0.6ha以上1ha未満	243,000円	247,000円	+4,000円	+2%
		開発区域の面積が1ha以上3ha未満	338,000円	345,000円	+7,000円	+2%
		開発区域の面積が3ha以上6ha未満	442,000円	457,000円	+15,000円	+3%
		開発区域の面積が6ha以上10ha未満	606,000円	617,000円	+11,000円	+2%
		開発区域の面積が10ha以上	804,000円	819,000円	+15,000円	+2%
開発行為の変更許可申請	上限額		804,000円	804,000円	±0円	±0%
	開発行為に関する設計の変更については、開発区域の面積に応じて		開発行為の許可申請の手数料の額に10分の1を乗じて得た額	開発行為の許可申請の手数料の額に10分の1を乗じて得た額		
	新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じて		開発行為の許可申請の手数料の額	開発行為の許可申請の手数料の額		
	その他の変更		9,500円	9,700円	+200円	+2%
用途地域の定められていない土地の区域内における建築物建築の特例許可申請			42,000円	43,000円	+1,000円	+2%
予定建築物等以外の建築等許可申請			23,000円	24,000円	+1,000円	+4%
開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請	敷地の面積が0.1ha未満		6,800円	7,000円	+200円	+3%
	敷地の面積が0.1ha以上0.3ha未満		18,000円	18,000円	±0円	±0%
	敷地の面積が0.3ha以上0.6ha未満		37,000円	37,000円	±0円	±0%
	敷地の面積が0.6ha以上1ha未満		65,000円	65,000円	±0円	±0%
	開発区域の面積が1ha以上		90,000円	91,000円	+1,000円	+1%
開発許可を受けた地位の継承の承認申請	承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ha未満		1,600円	1,600円	±0円	±0%
	承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ha以上		2,600円	2,600円	±0円	±0%
	承認申請をする者が行おうとする開発行為が、その他のもの		16,000円	16,000円	±0円	±0%
開発登録簿の写しの交付			450円	450円	±0円	±0%

手数料 改定後料金

4. 計量法に係る手数料（帯広市手数料条例 別表第6）

計 量 法 に 係 る 手 数 料				現行料金	改定後料金	改定額	改定率
特定計量器の定期検査	非自動はかり	検出部が電気式のもの又は光電式のものであってひょう量が1t以下	ひょう量100kg以下	1,800円	2,400円	+600円	+33%
			ひょう量250kg以下	2,400円	2,800円	+400円	+17%
			ひょう量500kg以下	2,600円	3,500円	+900円	+35%
			ひょう量500kg超	4,000円	5,300円	+1,300円	+33%
		棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛		350円	450円	+100円	+29%
		上記以外のもの	ひょう量100kg以下	700円	900円	+200円	+29%
			ひょう量250kg以下	1,100円	1,400円	+300円	+27%
			ひょう量500kg以下	1,700円	2,200円	+500円	+29%
			ひょう量1t以下	2,700円	3,600円	+900円	+33%
			ひょう量2t以下	4,600円	6,200円	+1,600円	+35%
			ひょう量5t以下	8,300円	11,500円	+3,200円	+39%
			ひょう量10t以下	13,000円	18,000円	+5,000円	+38%
			ひょう量20t以下	19,000円	26,000円	+7,000円	+37%
			ひょう量30t以下	25,000円	32,500円	+7,500円	+30%
			ひょう量40t以下	29,000円	37,000円	+8,000円	+28%
			ひょう量50t以下	41,000円	52,000円	+11,000円	+27%
			ひょう量50t超	70,000円	89,000円	+19,000円	+27%
適正計量管理事業所に係る検査				6,300円	7,000円	+700円	+11%

5. その他の証明手数料【租税及び公課に関するもの】（帯広市手数料条例 別表第7）

その他の証明手数料【租税及び公課に関するもの】				現行料金	改定後料金	改定額	改定率
租税及び公課に関するもの				300円	300円	±0円	±0%

6. その他の証明手数料【所得に関するもの】（帯広市手数料条例 別表第7）

その他の証明手数料【所得に関するもの】				現行料金	改定後料金	改定額	改定率
所得に関するもの				300円	300円	±0円	±0%

7・8. その他の証明手数料【印鑑に関するもの】（帯広市手数料条例 別表第7）

その他の証明手数料【印鑑に関するもの】				現行料金	改定後料金	改定額	改定率
印鑑に関するもの	認可地縁団体に関するものを含む	窓口交付		300円	350円	+50円	+17%
		コンビニ交付		300円	200円	△100円	△33%

手数料 改定後料金

9・10. その他の証明手数料【住民基本台帳に関するもの】（帯広市手数料条例 別表第7）

その他の証明手数料【住民基本台帳に関するもの】			現行料金	改定後料金	改定額	改定率
住民基本台帳に関するもの	住民票及び戸籍の附票（除票を含む。）の写しの交付	窓口交付	200円	350円	+150円	+75%
		コンビニ交付	200円	200円	±0円	±0%
	住民票及び戸籍の附票（除票を含む。）の写しの記載事項に変更がないことの証明		200円	350円	+150円	+75%
	住民票及び戸籍の附票（除票を含む。）に記載した事項に関する証明		200円	350円	+150円	+75%
	届出の受理証明又は届書に記載した事項の証明		200円	350円	+150円	+75%
	住民票の写しの広域交付		200円	350円	+150円	+75%

11. その他の証明手数料【土地建物の評価額に関するもの】（帯広市手数料条例 別表第7）

その他の証明手数料【土地建物の評価額に関するもの】			現行料金	改定後料金	改定額	改定率
土地建物の評価額に関するもの（建物 は、1棟を1筆として計算する。）	現地調査を要しないもの		300円	300円	±0円	±0%
	現地調査を要するもの		2,900円	削除	-	-

12. その他の証明手数料【土地建物に関するもの】（帯広市手数料条例 別表第7）

その他の証明手数料【土地建物に関するもの】			現行料金	改定後料金	改定額	改定率
土地建物に関するもの（建物は1棟を1 筆として計算する。）	現地調査を要しないもの		300円	300円	±0円	±0%
	現地調査を要するもの		3,300円	削除	-	-

13. その他の証明手数料【身分に関するもの】（帯広市手数料条例 別表第7）

その他の証明手数料【身分に関するもの】			現行料金	改定後料金	改定額	改定率
身分に関するもの			300円	300円	±0円	±0%

14. その他の証明手数料【営業に関するもの】（帯広市手数料条例 別表第7）

その他の証明手数料【営業に関するもの】			現行料金	改定後料金	改定額	改定率
営業に関するもの			350円	550円	+200円	+57%

15. その他の証明手数料【農地等に関するもの】（帯広市手数料条例 別表第7）

その他の証明手数料【農地等に関するもの】			現行料金	改定後料金	改定額	改定率
農地等に関するもの	現況証明	一団の土地 1件につき	1,600円	2,600円	+1,000円	+63%
		一団の土地が2筆以上で構成される場合 2筆目以降1筆につき	1,600円	400円	△1,200円	△75%
	その他のもの		400円	400円	±0円	±0%

16. その他の証明手数料【その他のもの】（帯広市手数料条例 別表第7）

その他の証明手数料【その他のもの】			現行料金	改定後料金	改定額	改定率
その他のもの			300円	400円	+100円	+33%

手数料 改定後料金

17. その他許可申請等手数料【印鑑登録証の再交付】（帯広市手数料条例 別表第7）

その他許可申請等手数料【印鑑登録証の再交付】		現行料金	改定後料金	改定額	改定率
印鑑登録証の再交付		300円	350円	+50円	+17%

18. その他許可申請等手数料【畜犬に関するもの】（帯広市手数料条例 別表第7）

その他許可申請等手数料【畜犬に関するもの】		現行料金	改定後料金	改定額	改定率
畜犬に関するもの	犬の登録	3,000円	3,000円	±0円	±0%
	狂犬病予防注射済票交付	550円	550円	±0円	±0%
	犬の鑑札の再交付	1,600円	1,600円	±0円	±0%
	狂犬病予防注射済票再交付	340円	350円	+10円	+3%

19. その他許可申請等手数料【鳥獣飼養登録】（帯広市手数料条例 別表第7）

その他許可申請等手数料【鳥獣飼養登録】		現行料金	改定後料金	改定額	改定率
鳥獣飼養登録若しくは更新又は鳥獣飼養登録票再交付		3,400円	3,400円	±0円	±0%

20. その他許可申請等手数料【動物の飼養許可】（帯広市手数料条例 別表第7）

その他許可申請等手数料【動物の飼養許可】		現行料金	改定後料金	改定額	改定率
動物の飼養又は収容の許可申請		8,400円	8,400円	±0円	±0%

21. その他許可申請等手数料【複写図面等の交付】（帯広市手数料条例 別表第7、帯広市手数料条例施行規則 別表）

その他許可申請等手数料【複写図面等の交付】				現行料金	改定後料金	改定額	改定率
複写図面等の交付	固定資産課税台帳 地籍参考図			350円	350円	±0円	±0%
	その他のもの	地番図 路線価付設図 現況図 現況地番重ね図 土地整理原図 道路台帳図 道路設計図 道路用地確定図 道路網図 土地区画整理事業成果図 農用地管理図	A 3判までのもの1枚につき	350円	400円	+50円	+14%
			A 3判を超えるもの1枚につき	500円	600円	+100円	+20%

22. その他許可申請等手数料【農地台帳記録事項要約書の交付】（帯広市手数料条例 別表第7）

その他許可申請等手数料【農地台帳記録事項要約書の交付】		現行料金	改定後料金	改定額	改定率
農地台帳記録事項要約書の交付		450円	500円	+50円	+11%

手数料 改定後料金

23. その他の閲覧手数料【住民票の閲覧】（帯広市手数料条例 別表第7）

その他の閲覧手数料【住民票の閲覧】		現行料金	改定後料金	改定額	改定率
住民票の閲覧		250円	250円	±0円	±0%

24. その他の閲覧手数料【固定資産課税台帳、地籍参考図の閲覧】（帯広市手数料条例 別表第7）

その他の閲覧手数料【固定資産課税台帳、地籍参考図の閲覧】		現行料金	改定後料金	改定額	改定率
固定資産課税台帳及び地籍参考図の閲覧		250円	250円	±0円	±0%

25. その他の閲覧手数料【閲覧用農地台帳の閲覧】（帯広市手数料条例 別表第7）

その他の閲覧手数料【閲覧用農地台帳の閲覧】		現行料金	改定後料金	改定額	改定率
閲覧用農地台帳の閲覧		450円	500円	+50円	+11%

26. 図面、印刷物及び複写図面等の交付手数料（帯広市手数料条例施行規則 別表）

図面、印刷物及び複写図面等の交付手数料			現行料金	改定後料金	改定額	改定率
図面、印刷物の交付	都市計画図	1／25000	900円	900円	±0円	±0%
		1／15000	2,200円	2,200円	±0円	±0%
	その他図面等（複写によるものを除く。）		その都度市長が定める	その都度市長が定める		

27. 一般廃棄物処理業許可申請手数料等（帯広市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第18条）

一般廃棄物処理業許可申請手数料等		現行料金	改定後料金	改定額	改定率
一般廃棄物処理業許可申請手数料		14,400円	14,500円	+100円	+1%
浄化槽清掃業許可申請手数料		14,400円	14,500円	+100円	+1%
一般廃棄物処理業許可更新申請手数料		13,000円	13,000円	±0円	±0%
一般廃棄物処理業許可証再交付申請手数料		2,300円	2,300円	±0円	±0%
浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料		2,300円	2,300円	±0円	±0%

28. 一般廃棄物の処理手数料（帯広市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 別表）

一般廃棄物の処理手数料			現行料金	改定後料金	改定額	改定率
ごみ処理手数料	燃やすごみ	規則で指定するごみ袋で排出する場合当該ごみ袋の容量1リットルにつき	3円	3円	±0円	±0%
	燃やさないごみ	規則で指定するごみ袋で排出することが適当でない場合規則で定める単位ごとに	120円	120円	±0円	±0%
	大型ごみ	1個（規則で定める大型ごみについては、規則で定める基準に基づく1単位）につき	600円	600円	±0円	±0%

手数料 改定後料金

29. し尿処理手数料（帯広市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 別表）

し 尿 処 理 手 数 料		現行料金	改定後料金	改定額	改定率
し尿処理手数料	100リットルまで	600円	700円	+100円	+17%
	100リットルを超える場合50リットル増すごとに当該50リットルにつき	300円	350円	+50円	+17%

30. 休日夜間急病センター診断書類（帯広市休日夜間急病センター条例 別表）

休日夜間急病センター診断書類		現行料金	改定後料金	改定額	改定率
診断書類	普通診断書	1,890円	2,000円	+110円	+6%
	特別診断書	3,360円	3,600円	+240円	+7%
	死亡診断書	1,890円	2,000円	+110円	+6%
	死体検案書	3,360円	3,600円	+240円	+7%
	病歴書	1,890円	2,000円	+110円	+6%
証明書類	医療費支払証明書	735円	850円	+115円	+16%
	その他の証明書	735円	850円	+115円	+16%